

「だれでも いつでも 学べる社会へ（わかりやすい版）」の 特別支援学校（知的障害）高等部での活用例

活用例 1 特別活動 〔ホームルーム活動〕の中で



〔特別活動として〕

将来における自己実現に関わり、一人一人の主体的な意思決定が大切であることを学ぶ。

〔具体的には〕

- ・高等部卒業後の社会生活においても、様々なことを学んだり、職業経験を積んだりすることが大切であることを学ぶ。
- ・さらに、自分自身の在り方生き方や進むべき方向性とその具体的な選択肢について探索・試行する必要があることを学ぶ。
- ・その上で、常に将来設計や目標を修正して、自己実現に向けて努力していくことが大切であることを学ぶ。

将来、一人暮らしをしてみたいと思いますが、一人で料理やお金の管理がきちんとできるか不安でした。調べてみたら、住んでいる市にも青年学級があるみたいだから、卒業したら学びに行きたいと思いました。（冊子3ページを学習したAさんの感想）



<根拠規定>

特別支援学校高等部学習指導要領第5章で準ずるとしている高等学校学習指導要領第5章

【高等学校学習指導要領第5章第2〔ホームルーム活動〕の2の(3)のア】

ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解

現在及び将来の生活や学習と自己実現とのつながりを考えたり、社会的・職業的自立の意義を意識したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。

活用例 2 教科「職業」の中で



〔教科「職業」として〕

職場で働くことを中心とした生活をする上で求められる、休日の有効な生かし方などについて学ぶ。

〔具体的には〕

- ・公共施設が提供しているサービスや、地域のサークル活動などを利用することにより、休日を有効に生かすことができることを学ぶ。
- ・職場によっては、レクリエーションやサークル活動、福利厚生施設が整備されていることを学ぶ。
- ・その上で、自分の生活やニーズに沿って、これらを組み合わせて利用するなど、休日の計画的な過ごし方を考える。

部活動でダンス部に入っていて、卒業するときにダンスをやめないといけないと思っていましたが、社会人が入れるサークルがたくさんあるんですね。仕事が休みの日は、ダンスでリフレッシュできそうです。（冊子10ページに書かれたBさんの思い）



<根拠規定>

【特別支援学校高等部学習指導要領第2章第2節第1款〔職業〕の2の〔1段階〕(2)のAのイの(1)の㊸】

イ 職業

(1) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。

㊸ 職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方について考えること。